

指定学校変更及び区域外就学の申請に対する審査規準

日野市教育委員会教育部学務課

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校変更及び同施行令第9条に基づく区域外就学の申請に対する審査は、日野市立学校の通学区域等の取扱いに関する要綱第3条に規程するもののほかに次に定めるとおりとする。

『指定学校変更及び区域外就学審査規準』

当該児童・生徒が、徒歩あるいは公共交通機関を利用し、安全かつ心身に負担なく自力通学ができ、次のいずれかに該当する場合は指定学校変更または区域外就学を承諾する。

令和5年4月1日改正

事由	確認事項
1 一般的な場合	
(1) 転居(転出)による場合	住記異動確認 転出届確認
(2) 身心の障害・病気等による場合	診断書
(3) 近い将来、転居(転入)することが確実なため、あらかじめ転居(転入)先の学校へ就学を希望する場合	工事請負契約 賃貸契約
2 家庭環境による場合	
(1) 両親が共働きまたは一人親家庭及びこれらに準ずる事情で次に該当する場合 ① 商売等で店舗が生活の拠点となっている場合 (店舗が所在するブロックの学校へ就学) ② 祖父母宅等に帰宅する生活を恒常的に行っている場合 (祖父母宅等住所地のブロックの学校へ就学)	店舗等の所在地確認 (営業許可書・勤務証明書・確定申告控等) 祖父母宅の住記確認
(2) 転居先(転出先)が暫定的なもので短期間に複数の転校が生じる場合 (家の建て替えのための仮住や近い将来に転居(転出)することが確実な場合)	工事請負契約 賃貸契約
3 教育的配慮による場合	
(1) 学校長からの所見により、教育的見地から当該児童・生徒の適性に鑑み、指定学校を変更(区域外就学)することが教育指導上やむを得ないと判断された場合	学校長所見
(2) 両親の離婚や死別等、また、度重なる転居等不安定な家庭事情のため、転校させることが精神上大きな負担と認められる場合	状況確認
4 その他	
(1) 特別支援学級(固定学級)に入級する場合	転学相談等の結果確認
(2) 兄弟(姉妹)が現に通学している学校、または「選べる学校制度」により通学を希望している学校を希望する場合	兄弟(姉妹)の就学先確認 選べる学校制度希望調査票確認
(3) 区画整理事業等の公共事業による転居(転出)で、事業主からの協力依頼や特段の配慮を必要とする場合	住記確認 事業確認
(4) 実際の転居(転出)より住民票の異動を先に行った場合	住記異動確認 工事請負契約・賃貸契約 確認
(5) その他教育的配慮が必要であると特に教育委員会が認めた場合	状況確認

『申請から通知までの標準処理期間』

- (1) 指定学校変更 10日間
- (2) 区域外就学 20日間